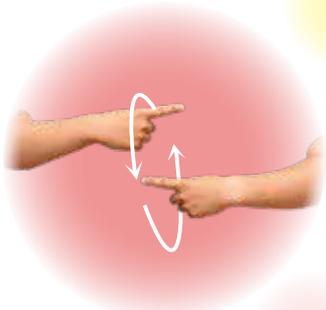


富士市

手話言語条例が施行されました



手話



言語



条例



施行（スタート）

令和4年4月1日に富士市手話言語条例が施行されました。

聴覚障害があり、手話を使って生活している人を「ろう者」と言い、ろう者の皆さんにとって、「手話」は言語です。「手話は言語である」という認識や、障害によって様々なコミュニケーションの取り方があるということを市民の皆さんにも広く知っていただくために、この条例を制定しました。

また、この条例では、行政をはじめ、市民やろう者、事業者の皆さんの役割を定め、全ての市民が共生できる地域社会の実現を目指しています。

問合せ／障害福祉課 ☎55-2911 ☎53-0151 E fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

手話とは

手話は、手・指の形や動き、顔の表情を使って表現する視覚言語です。手話独自の単語・文法があり、日本語や英語のように、一つの言語として捉えることができます。

条例で目指す具体的な内容

●市民の皆さん

一人一人が社会の一員として、手話に関心を寄せ、理解を深めることで、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するように努めることが求められます。

●ろう者の皆さん

市の施策に協働し、手話の意義や基本理念に対する理解の促進及び手話の普及に努めることが求められます。

●事業者の皆さん

サービスを利用するろう者と、被雇用者としてのろう者の双方に対して、ろう者であることによる情報の不足や不当な差別などが起こらないよう、働きやすい環境の配慮に努めることが求められます。

●市

手話の普及や、あらゆる場面での手話による意思疎通の保証、ろう者の自立した日常生活や社会参加の機会の保証のため、手話奉仕員養成講座の開催、手話通訳者の派遣など必要な施策を行ってまいります。

手話は言語

富士市手話言語条例が4月に施行されたことに対して、富士聴覚障害者協会会長である鈴木誠一さんは、「昭和の時代に手話を禁止された先輩や家族から聞かされました。その時に比べて、手話は広く知られていると思います。しかし現在も、ろう学校は手話を学ぶ場所であると思っている人もいませんか？まずは、手話についてもっと知ってほしいです。富士市も手話言語条例が制定され、聴覚に障害がある人もない人も互いに人格と個性を尊重する共生社会を実現し、とても期待しています。今後も【手話は言語である】ことを広めていきたいです」と手話で話してくれました。



富士聴覚障害者協会 会長 鈴木誠一さん（中央）、サークルの皆さん